

▼ 平成31年度区制度融資一覧(全体版)

融資の種類は、大きく分けて「一般融資」と「特別融資」の2種類があります。

- 一般融資(予約不要):ご利用の用件や目的が広く設定されている融資です。
- 特別融資(予約必要):申込要件の確認及び利用対象者の認定を行うため、面接(代理不可)します。
いずれの特別融資も一般融資より本人負担の利率が低く設定されています。

[平成31年度区制度融資一覧表\(PDF\)](#)



お申込みされる方の目的や状況によってご利用できる融資が異なります。融資をタイプ別に分類していますので、ご確認ください。ご不明な点は担当窓口までお気軽にご相談ください。

〈お問合せ・予約申込み先〉
産業経済課経営支援係 (直通) 03-3838-5556

▼ これから創業される方、創業後間もない方向けの融資

これから創業される方、創業後間もない方向けに、以下の融資をご案内します。

- 1 起業家支援融資
- 2 創業支援融資



起業家支援融資													
融資概要	区内で起業・創業する方を支援するための融資												
申込要件	(1) 区内に主たる事業所を置くこと。 (法人の場合は本店登記と主たる事業所の両方を区内に置くこと) (2) 申込日から過去5年(既に起業している場合は、起業前5年)以内に個人事業主または法人の代表者であった方を除く。 (3) 既に起業している場合は、起業後2年以内であること。												
融資内容	<table border="1"><thead><tr><th>資金使途</th><th>運転資金</th><th>設備資金</th><th>併用資金</th></tr></thead><tbody><tr><td>融資限度額</td><td>2000万円</td><td>2000万円</td><td>2000万円</td></tr><tr><td>返済期間</td><td>6年以内 (据置1年以内)</td><td>8年以内 (据置1年以内)</td><td>8年以内 (据置1年以内)</td></tr></tbody></table>	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金	融資限度額	2000万円	2000万円	2000万円	返済期間	6年以内 (据置1年以内)	8年以内 (据置1年以内)	8年以内 (据置1年以内)
資金使途	運転資金	設備資金	併用資金										
融資限度額	2000万円	2000万円	2000万円										
返済期間	6年以内 (据置1年以内)	8年以内 (据置1年以内)	8年以内 (据置1年以内)										
利率(年)	<table border="1"><thead><tr><th>本人負担</th><th>区補助</th><th>固定金利</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.3%</td><td>1.7%</td><td>2.0%</td></tr></tbody></table>	本人負担	区補助	固定金利	0.3%	1.7%	2.0%						
本人負担	区補助	固定金利											
0.3%	1.7%	2.0%											
信用保証料	区が30万円まで補助												
必要書類等	以下のとおり												
事後確認	融資実行後、区による確認を受けること 1 事業所の確認 2 資金使途の確認 3 業況の確認(2回)												
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること (未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)												

創業支援融資

融資概要	区内で起業・創業する方を支援するための融資															
申込要件	(1)区内に主たる事業所を置くこと。 (法人の場合は本店登記と主たる事業所の両方を区内に置くこと) (2)申込日から過去5年(既に起業している場合は、起業前5年)以内に個人事業主または法人の代表者であった方を除く。 (3)既に起業している場合は、起業後2年以内であること。 (4)区の特定制業支援等事業による支援(創業塾)(※)を受けたことの証明を有していること。															
融資内容	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>資金使途</th> <th>運転資金</th> <th>設備資金</th> <th>併用資金</th> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>2000万円</td> <td>2000万円</td> <td>2000万円</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>6年以内 (据置1年以内)</td> <td>8年以内 (据置1年以内)</td> <td>8年以内 (据置1年以内)</td> </tr> </table>	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金	融資限度額	2000万円	2000万円	2000万円	返済期間	6年以内 (据置1年以内)	8年以内 (据置1年以内)	8年以内 (据置1年以内)			
資金使途	運転資金	設備資金	併用資金													
融資限度額	2000万円	2000万円	2000万円													
返済期間	6年以内 (据置1年以内)	8年以内 (据置1年以内)	8年以内 (据置1年以内)													
利率(年)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>本人負担</th> <th>区補助</th> <th>金融機関補助</th> <th>固定金利</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>1.7%</td> <td>0.3%</td> <td>2.0%</td> </tr> </table>	本人負担	区補助	金融機関補助	固定金利	なし	1.7%	0.3%	2.0%							
本人負担	区補助	金融機関補助	固定金利													
なし	1.7%	0.3%	2.0%													
信用保証料	区が30万円まで補助、金融機関が30万円超過分を補助															
必要書類等	以下のとおり															
事後確認	融資実行後、区による確認を受けること 1 事業所の確認 2 資金使途の確認 3 業況の確認(2回)															
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること(未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)															

※ 特定制業支援等事業(創業塾)とは

区では、産業競争力強化法に基づき国から認定を受けた「創業支援等事業計画」の中で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を全て学べる継続的な支援を行う事業を「葛飾区特定制業支援等事業(創業塾)」と位置づけ、年間7期ほど開催しています。

創業塾を全て受講した方は、申請により区が証明を交付します。この証明を活用することにより、創業支援融資のあっせん等、創業に関するさまざまな優遇措置を受けることができます。

最新の開催情報等の詳細は、下記のサイトでご確認ください。

<葛飾区創業支援事業ホームページ>

<https://sogyokatsushika.com/school/>

葛飾で勝つ! ~区内での創業を応援します~

経営の基本的な知識を学ぶチャンス!
 受講料は無料です。
 葛飾区で夢を実現させましょう!



必要書類等（起業家支援融資・創業支援融資 共通）

個人事業主	法人	
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）	
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式（直近1年分）	
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書）	起 業 後	法人住民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方）
いずれか	起 業 前	特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ※詳細は左記を参照
	起 業 後	最新の法人税の納税証明書等
最新の所得税の納税証明書または源泉徴収票	起 業 前	最新の所得税の納税証明書または源泉徴収票 ※詳細は左記を参照
	起 業 後	最新の法人税の納税証明書等
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通	
—	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通	
融資利用対象者認定申請書（申請書・認定書）		
起業計画書		
特定創業支援等事業による支援（創業塾）を受けたことの証明 【創業支援融資の場合】		
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】		
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】		
開業届 【起業後の場合】		



これから飲食業をご開業される方で、設備資金をご利用される場合、区へのお申し込み時点では保健所の許認可証は不要です。

▼ これから事業承継される方、間もない方向けの融資

これから事業承継される方、事業承継後間もない方向けに、「事業承継支援融資」をご案内します。

私の会社を託すよ！



事業承継支援融資

融資概要	区内事業所を承継する方を支援するための融資			
申込要件	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。</p> <p>② 事業を承継した日から5年未満で、事業計画を策定し承継後の経営の安定化等に取り組むこと。</p> <p>③ 経営承継関連保証に係る東京都知事の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項に係る認定)を受けていること。</p> <p>(2) 限度額の範囲で3口まで申し込むことができる。</p> <p>(3) この融資と同時、または、この融資の元金償還が開始されるまでの間は、この融資(小規模含む)を申し込むことはできない。</p> <p>(4) 事業を承継する側の住所(法人は本店登記)は区内でなくてもよい。</p> <p>(5) 融資実行後、1年ごとに中小企業診断士による現地確認及び計画に基づく経営状況の診断を受けること。</p>			
融資内容	資金用途	運転資金	設備資金	併用資金
	融資限度額(小規模)	3000万円(2000万円)	3000万円(2000万円)	3000万円(2000万円)
	返済期間	10年以内(据置1年以内)	10年以内(据置1年以内)	10年以内(据置1年以内)
利率(年)	本人負担	区補助	固定金利	
	0.3%	1.7%	2.0%	
信用保証料	区が30万円まで補助(小規模企業融資の場合は全額補助)			
必要書類等	以下のとおり			
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること(未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)			

必要書類等

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書） } いずれか	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方） } いずれか
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
—	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
融資利用対象者認定申請書（申請書・認定書）	
事業承継計画書（承継前）または事業計画書（承継後）	
経営承継関連保証に係る東京都知事の認定 【認定を要件とする場合】	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	

▼ 売上高や利益率が減少した方向けの融資

売上高や利益率が減少した方向けに、以下の融資をご案内します。

- 1 緊急資金融資
- 2 債務一本化融資
- 3 不況対策資金融資
- 4 不況対策資金借換融資

頑張って立て直すぞ！



緊急資金融資

申込要件	(1)指定不況業種(※)を営むもので、セーフティネット保証5号認定を受けていること。 (2)限度額の範囲で3口まで申し込むことができる。 (3)この融資と同時、または、この融資の元金償還が開始されるまでの間は、この融資、不況対策資金融資(小規模含む)、不況対策資金借換融資(小規模含む)及び債務一本化融資を申し込むことはできない。								
融資内容	<table border="1"><tr><td>資金用途</td><td>運転資金</td></tr><tr><td>融資限度額</td><td>3000万円</td></tr><tr><td>返済期間</td><td>6年以内 (据置6か月以内)</td></tr></table>	資金用途	運転資金	融資限度額	3000万円	返済期間	6年以内 (据置6か月以内)		
資金用途	運転資金								
融資限度額	3000万円								
返済期間	6年以内 (据置6か月以内)								
利率(年)	<table border="1"><tr><td>本人負担</td><td>区補助</td><td>固定金利</td></tr><tr><td>0.3%</td><td>1.7%</td><td>2.0%</td></tr></table>	本人負担	区補助	固定金利	0.3%	1.7%	2.0%		
本人負担	区補助	固定金利							
0.3%	1.7%	2.0%							
信用保証料	区が30万円まで補助								
必要書類等	以下のとおり								

※ セーフティネット保証5号の認定要件及び指定不況業種

業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

認定は区が行います。指定業種は3か月毎の更新です。

認定要件及び最新の指定不況業種については下記のサイトでご確認ください。

<中小企業庁ホームページ>

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

債務一本化融資

申込要件	<p>(1) 指定不況業種を営むもので、セーフティネット保証5号認定を受けられること(※)。</p> <p>(2) 限度額の範囲で3口まで申し込むことができる。</p> <p>(3) 元金償還を開始した区制度融資の特別融資を一本化すること。ただし、以下の融資を除く。 【債務一本化の対象外となる特別融資】 債務一本化融資、不況対策資金借換融資(小規模含む)、不況対策緊急資金借換融資(小規模含む)、商店街活性化資金融資、公害防止設備資金融資(小規模含む)、環境・省エネルギー対策資金融資(小規模含む)</p> <p>(4) 一本化する債務は、同一金融機関のものであること。</p> <p>(5) 追加の融資を受ける場合よりも、本融資を受ける場合の方が月々の返済額が軽減されること。</p> <p>(6) この融資と同時、または、この融資の元金償還が開始されるまでの間は、一本化により繰上完済する融資と同種類の融資、緊急資金融資及び不況対策資金融資(借換含む)を申し込むことはできない。</p>			
融資内容	資金用途	運転資金	設備資金	併用資金
	融資限度額	3000万円	3000万円	3000万円
	返済期間	10年以内 (据置なし)	10年以内 (据置なし)	10年以内 (据置なし)
利率(年)	本人負担	区補助	固定金利	
	0.3%	1.7%	2.0%	
信用保証料	区が追加借入相当分30万円まで補助			
必要書類等	以下のとおり			
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること (未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)			

※ セーフティネット保証5号の認定要件及び指定不況業種

業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

認定は区が行います。指定業種は3か月毎の更新です。

認定要件及び最新の指定不況業種については下記のサイトでご確認ください。

<中小企業庁ホームページ>

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

必要書類等（緊急資金融資・債務一本化融資 共通）

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書）	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方）
} いずれか	} いずれか
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
セーフティネット5号認定申請書（申請書・認定書）	
売上高の減少を証明する資料（試算表、売上台帳、請求書、契約書等）	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	
借換により繰上償還する融資に係る次の書類 【債務一本化融資の場合】	
① 信用保証書の写しまたは保証決定のお知らせ（保証協会の保証番号の記載があるもの）	
② 融資残高の確認できるもの（残高証明、返済一覧表など）	

不況対策資金融資

申込要件	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 最近3か月ないし6か月または12か月の合計売上高が、前年同期と比べて減少していること。</p> <p>② 最近3か月の平均売上総利益率または平均営業利益率が、前年同期と比べて減少していること。ただし、これらの期間の各利益率の算出が困難な場合は、直近期とその前期の決算書における各利益率に置換えることができる。</p> <p>(2) 限度額の範囲で3口(小規模含む)まで申し込むことができる。</p> <p>(3) この融資と同時、または、この融資の元金償還が開始されるまでの間は、この融資、不況対策資金借換融資(小規模含む)、緊急資金融資及び債務一本化融資を申し込むことはできない。</p>			
融資内容	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金
	融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)
	返済期間	6年以内 (据置6か月以内)	6年以内 (据置6か月以内)	6年以内 (据置6か月以内)
利率(年)	本人負担	区補助	固定金利	
	0.5%	1.5%	2.0%	
信用保証料	区が30万円まで補助(小規模企業融資の場合は全額補助)			
必要書類等	以下のとおり			
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること(未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)			

必要書類等(不況対策資金融資・不況対策資金借換融資 共通)

個人事業主	法人
中小企業融資申込書(個人用)	中小企業融資申込書(法人用)
確定申告書類一式(直近1年分)	決算書類(法人事業概況説明書含む)一式 (直近1年分)
特別区民税の納税確認書類(納期到来分まで) ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書(非課税証明書)	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書(予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方)
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) 2通
融資利用対象者認定申請書(申請書・認定書)	
売上高等または各利益率の減少を証明する資料(試算表、売上台帳、請求書、契約書等)	
許認可証の写し【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書(見積業者の押印があるもの)または契約書【設備資金の場合】	
借換により繰上償還する融資に係る次の書類【不況対策資金借換融資の場合】	
① 信用保証書の写しまたは保証決定のお知らせ(保証協会の保証番号の記載があるもの)	
② 融資残高の確認できるもの(残高証明、返済一覧表など)	

不況対策資金借換融資

申込要件	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 最近3か月ないし6か月または12か月の合計売上高が、前年同期と比べて減少していること。</p> <p>② 最近3か月の平均売上総利益率または平均営業利益率が、前年同期と比べて減少していること。ただし、これらの期間の各利益率の算出が困難な場合は、直近期とその前期の決算書における各利益率に置換えることができる。</p> <p>(2) 限度額の範囲で3口（小規模含む）まで申し込むことができる。</p> <p>(3) この融資と同時、または、この融資の元金償還が開始されるまでの間は、この融資、不況対策資金借換融資（小規模含む）、緊急資金融資及び債務一本化融資を申し込むことはできない。</p> <p style="color: red;">※小規模企業融資（不況対策資金借換融資）は、小規模企業融資（不況対策資金融資）及び平成29年度までにあっせんした緊急資金融資の返済残高を繰上完済する場合に限る。</p>												
融資内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">資金使途</th> <th style="width: 25%;">運転資金</th> <th style="width: 25%;">設備資金</th> <th style="width: 25%;">併用資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額 (小規模)</td> <td>3000万円 (2000万円)</td> <td>3000万円 (2000万円)</td> <td>3000万円 (2000万円)</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>8年以内 (据置なし)</td> <td>8年以内 (据置なし)</td> <td>8年以内 (据置なし)</td> </tr> </tbody> </table>	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金	融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	返済期間	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)
資金使途	運転資金	設備資金	併用資金										
融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)										
返済期間	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)										
利率(年)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">本人負担</th> <th style="width: 33%;">区補助</th> <th style="width: 33%;">固定金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	本人負担	区補助	固定金利	0.5%	1.5%	2.0%						
本人負担	区補助	固定金利											
0.5%	1.5%	2.0%											
信用保証料	区が30万円まで補助（小規模企業融資の場合は全額補助） いずれも追加借入相当分												
必要書類等	以下のとおり												
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること (未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)												

必要書類等（不況対策資金融資・不況対策資金借換融資 共通）

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書）	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方）
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
融資利用対象者認定申請書（申請書・認定書）	
売上高等または各利益率の減少を証明する資料（試算表、売上台帳、請求書、契約書等）	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	
借換により繰上償還する融資に係る次の書類 【不況対策資金借換融資の場合】	
① 信用保証書の写しまたは保証決定のお知らせ（保証協会の保証番号の記載があるもの）	
② 融資残高の確認できるもの（残高証明、返済一覧表など）	

▼ 社会情勢の変化に対応したい方向けの融資

最新条例の施行や消費増税など、社会情勢の変化に対応したい方向けに、以下の融資をご案内します。

- 1 受動喫煙対策資金融資
- 2 消費税率改定対策融資



受動喫煙対策資金融資

申込要件	東京都受動喫煙防止条例施行に伴い、区内に所在する店舗・事務所等及び付随する設備を分煙設備等に改善するために必要とする資金で、次のいずれかに該当すること。 (1)店舗・事業所等の増改築費用 (2)屋外設備等の設置に要する費用 (3)機器、器具等の購入費 (4)その他必要と認められる資金			
融資内容	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金
	融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)
	返済期間	6年以内 (据置6か月以内)	6年以内 (据置6か月以内)	6年以内 (据置6か月以内)
利率(年)	本人負担	区補助	固定金利	
	0.3%	1.7%	2.0%	
信用保証料	区が全額補助			
必要書類等	以下のとおり			
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること (未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)			

必要書類等（受動喫煙対策資金融資・消費税率改定対策融資 共通）

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書）	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方）
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
—	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
融資利用対象者認定申請書（申請書・認定書）	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	
その他必要と認められる書類	

消費税率改定対策資金融資

申込要件	区内の中小企業者または小規模な個人経営者が消費税率改定対策を実施するために必要とする資金で、次のいずれかに該当すること。 (1)複数税率対応レジの導入・改修に要する設備資金 (2)受発注システムの導入・改修に要する設備資金 (3)キャッシュレス化に要する設備資金 (4)消費税軽減税率対策に要する運転資金			
融資内容	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金
	融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)
	返済期間	6年以内 (据置6か月以内)	6年以内 (据置6か月以内)	6年以内 (据置6か月以内)
利率(年)	本人負担	区補助	固定金利	
	0.3%	1.7%	2.0%	
信用保証料	区が全額補助			
必要書類等	以下のとおり			
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること (未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)			

必要書類等（受動喫煙対策資金融資・消費税率改定対策融資 共通）

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書）	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方）
} いずれか	} いずれか
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
融資利用対象者認定申請書（申請書・認定書）	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	
その他必要と認められる書類	

▼ 生産性の向上や経営基盤の強化を目指す方向けの融資

生産性の向上や経営基盤の強化を目指す方向けに、以下の融資をご案内します。

- 1 生産性向上・事業拡大融資
- 2 商店街活性化資金融資
- 3 産学等連携事業支援融資
- 4 安全安心対策資金融資
- 5 公害防止設備資金融資
- 6 環境・省エネルギー対策資金



生産性向上・事業拡大融資

申込要件	(1)区内で事業者が生産性向上や事業の拡大を図るもの。 (2)限度額の範囲で3口まで申し込むことができる。 (3)この融資と同時、または、この融資の元金償還が開始されるまでの間は、この融資(小規模含む)を申し込むことはできない。 (4)店舗・工場の改善については、工場の増築や内装・外装工事及びその工事に伴う付帯設備工事等の費用または店舗に付随する駐車場・駐輪場の整備工事費用とする。														
融資内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>運転資金</th> <th>設備資金</th> <th>併用資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額 (小規模)</td> <td>5000万円 (2000万円)</td> <td>5000万円 (2000万円)</td> <td>5000万円 (2000万円)</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>10年以内 (据置1年以内)</td> <td>10年以内 (据置1年以内)</td> <td>10年以内 (据置1年以内)</td> </tr> </tbody> </table>	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金	融資限度額 (小規模)	5000万円 (2000万円)	5000万円 (2000万円)	5000万円 (2000万円)	返済期間	10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)		
資金使途	運転資金	設備資金	併用資金												
融資限度額 (小規模)	5000万円 (2000万円)	5000万円 (2000万円)	5000万円 (2000万円)												
返済期間	10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)												
利率(年)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本人負担</th> <th>区補助</th> <th>固定金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.3%</td> <td>1.7%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	本人負担	区補助	固定金利	0.3%	1.7%	2.0%								
本人負担	区補助	固定金利													
0.3%	1.7%	2.0%													
信用保証料	区が30万円まで補助(小規模企業融資の場合は全額補助)														
必要書類等	以下のとおり														
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること(未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)														



これまでの「事業拡大資金融資」「成長促進資金融資」「店舗等改善資金融資」を統合し、より利用しやすくなりました。

必要書類等（生産性向上・事業拡大融資）

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書）	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方）
} いずれか	} いずれか
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
融資利用対象者認定申請書（申請書・認定書）	
事業計画書 【事業拡大を行う場合】	
施行前後の図面 【店舗・工場の改修等を行う場合】	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	
その他必要と認められる書類	

商店街活性化資金融資

申込要件	(1) 区内において行う商店街振興事業に必要とする資金であること。 (2) 区の認める商店街振興を目的とする補助事業を行う商店街振興組合及び、会則・役員名簿・過去 2年分の決算書を備え付けている任意の商店街または商店会を対象とする。 (3) 申込日現在、商店街活性化資金融資の融資残高が無いこと。			
融資内容	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金
	融資限度額	3000万円	8000万円	8000万円
	返済期間	8年以内 (据置6か月以内)	10年以内 (据置6か月以内)	10年以内 (据置6か月以内)
利率(年)	本人負担	区補助	固定金利	
	0.3%	1.7%	2.0%	
信用保証料	区が30万円まで補助			
必要書類等	以下のとおり			
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること (未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)			

必要書類等 (商店街活性化資金融資)

個人事業主	法人
中小企業融資申込書 (個人用)	中小企業融資申込書 (法人用)
確定申告書類一式 (直近1年分)	決算書類 (法人事業概況説明書含む) 一式 (直近1年分)
特別区民税の納税確認書類 (納期到来分まで) ● 領収書と税額決定通知書 ● 引落とし通帳と税額決定通知書 ● 納税証明書 (非課税証明書)	法人都民税の納税確認書類 ● 直近決算書分の納税証明書 ● 領収書 (予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方)
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書 (法人登記簿謄本) 2通
融資利用対象者認定申請書 (申請書・認定書)	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書 (見積業者の押印があるもの) または契約書 【設備資金の場合】	
その他必要と認められる書類	

産学等連携事業支援融資

申込要件	(1)大学または官公署等と連携し新製品の開発を進めるもの。 (2)申込日現在、産学等連携事業支援融資の融資残高が無いこと。 (3)設備の設置場所は区内であること。			
融資内容	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金
	融資限度額 (小規模)	1500万円	1500万円	3000万円 (2000万円)
	返済期間	8年以内 (据置6か月以内)	10年以内 (据置6か月以内)	10年以内 (据置6か月以内)
利率(年)	本人負担	区補助	固定金利	
	0.3%	1.7%	2.0%	
信用保証料	区が30万円まで補助(小規模企業融資の場合は全額補助)			
必要書類等	以下のとおり			
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること (未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)			

必要書類等(産学等連携事業支援融資)

個人事業主	法人
中小企業融資申込書(個人用)	中小企業融資申込書(法人用)
確定申告書類一式(直近1年分)	決算書類(法人事業概況説明書含む)一式 (直近1年分)
特別区民税の納税確認書類(納期到来分まで) ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書(非課税証明書)	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書(予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方)
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) 2通
融資利用対象者認定申請書(申請書・認定書)	
事業計画書	
産学等の連携を証明する書類	
許認可証の写し【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書(見積業者の押印があるもの)または契約書【設備資金の場合】	
その他必要と認められる書類	

安全安心対策資金融資

申込要件	(1)防犯・防災や職場での事故対応を想定した安全対策を実施するもの及び安全対策に必要な設備を導入するもの。 (2)設備の設置場所は区内であること。 (3)申込日現在、安全安心対策資金融資の融資残高が無いこと。														
融資内容	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 25%;">資金使途</th> <th style="width: 25%;">運転資金</th> <th style="width: 25%;">設備資金</th> <th style="width: 25%;">併用資金</th> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1500万円</td> <td>1500万円</td> <td>1500万円</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>6年以内 (据置1年以内)</td> <td>6年以内 (据置1年以内)</td> <td>6年以内 (据置1年以内)</td> </tr> </table>	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金	融資限度額	1500万円	1500万円	1500万円	返済期間	6年以内 (据置1年以内)	6年以内 (据置1年以内)	6年以内 (据置1年以内)		
資金使途	運転資金	設備資金	併用資金												
融資限度額	1500万円	1500万円	1500万円												
返済期間	6年以内 (据置1年以内)	6年以内 (据置1年以内)	6年以内 (据置1年以内)												
利率(年)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">本人負担</th> <th style="width: 33%;">区補助</th> <th style="width: 33%;">固定金利</th> </tr> <tr> <td>0.5%</td> <td>1.5%</td> <td>2.0%</td> </tr> </table>	本人負担	区補助	固定金利	0.5%	1.5%	2.0%								
本人負担	区補助	固定金利													
0.5%	1.5%	2.0%													
信用保証料	区が30万円まで補助（小規模企業融資の場合は全額補助）														
必要書類等	以下のとおり														
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること（未提出の場合、利子補給を停止する場合があります）														

必要書類等（安全安心対策資金融資）

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書）	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方）
} いずれか	} いずれか
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
融資利用対象者認定申請書（申請書・認定書）	
耐震診断結果の書類等	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	
その他必要と認められる書類	

公害防止設備資金融資

申込要件	<p>(1)区内の事業所において、公害防止設備の設置、小型焼却炉の撤去工事及びアスベストの除去工事を行うもの。</p> <p>(2)東京都環境確保条例に基づき認可を受けた工場または指定作業場であること。</p> <p>(3)対象資金は次のものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">①大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等を防止するための設備購入費及び設置工事費</p> <p style="padding-left: 20px;">②小型焼却炉の撤去費 ③アスベストの除去工事費</p> <p>(4)事前に環境課へ相談・申請し、公害防止設備事前確認書が発行されていること。</p> <p>(5)設備の設置場所及び撤去物件等の所在地は区内であること。</p> <p>(6)工事に許可が必要な場合は、工事許可書の交付を受けていること。</p> <p>(7)申込日現在、公害防止設備資金融資の融資残高が無いこと。</p>						
融資内容	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">資金用途</td> <td>設備資金</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1500万円</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>8年以内 (据置6か月以内)</td> </tr> </table>	資金用途	設備資金	融資限度額	1500万円	返済期間	8年以内 (据置6か月以内)
資金用途	設備資金						
融資限度額	1500万円						
返済期間	8年以内 (据置6か月以内)						
利率(年)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">本人負担</td> <td style="width: 33%;">区補助</td> <td style="width: 33%;">固定金利</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </table>	本人負担	区補助	固定金利	なし	2.0%	2.0%
本人負担	区補助	固定金利					
なし	2.0%	2.0%					
信用保証料	区が全額補助						
必要書類等	以下のとおり						
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること (未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)						

必要書類等 (公害防止設備資金融資)

個人事業主	法人
中小企業融資申込書 (個人用)	中小企業融資申込書 (法人用)
確定申告書類一式 (直近1年分)	決算書類 (法人事業概況説明書含む) 一式 (直近1年分)
特別区民税の納税確認書類 (納期到来分まで) ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書 (非課税証明書)	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書 (予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方)
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書 (法人登記簿謄本) 2通
融資利用対象者認定申請書 (申請書・認定書)	
公害防止設備事前確認書 (環境課から交付されたもの)	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書 (見積業者の押印があるもの) または契約書 【設備資金の場合】	
その他必要と認められる書類	

環境・省エネルギー対策資金融資

申込要件	<p>(1) 区内の事業所において、省エネルギーによる経費削減、経営の安定化並びに環境負荷の低減を図るため、現在事業用として使用している設備を同種の新型設備(新品に限る)に買い替えるもの。</p> <p>(2) 対象資金は次のものとする。</p> <p>① 低公害車及び燃料供給設備の導入資金 (低公害車は、買い替えによる新車の導入に限る。)</p> <p>ア. 東京都が指定する低公害車の購入費 〔例:ハイブリッド、天然ガス、電気、メタノール及び液化石油ガス(LPG)車〕</p> <p>イ. 上記アの低公害車用として区内に設置する燃料供給設備(電気、天然ガス及びメタノールに限る)の購入費及び設置工事費</p> <p>② 再生可能エネルギー利用設備の導入資金(新規導入可) (自ら使用する区内事業所への設置に限る) 〔例:太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、バイオマス、太陽熱利用システム〕</p> <p>③ 省エネルギー設備の導入資金(買い替えによる新品の導入に限る。)</p> <p>既存の設備(旧モデル)を新型設備(新モデル※1)に買い替えるための設備購入費及び設置工事費 〔例:冷暖房設備、ボイラー、電気炉、高効率・LED照明設備(事業者自ら使用する事業所全体の照明器具を交換する場合に限る。直管・電球のみの交換は対象外。)]</p> <p>(※1) 新型モデルとは、旧モデルと比較してエネルギー使用量が5%以上低減することを確認できる機種であって、申込日から概ね5年以内に販売が開始されたものをいう。</p> <p>(注) 以下の資金は除く。 中古の設備・パソコン機器類(ソフトウェア含む)の購入資金、遮熱塗装・断熱改修の工事費、その他事業用とは認められない家庭用電化製品の購入資金</p> <p>(3) 低公害車の導入資金は、1台につき500万円を融資の限度額とする。 (ただし、タクシー用車両及び1・2・4ナンバーを取得して使用する車両についてはこの限りではない。)</p> <p>(4) 設備の設置場所は区内であること。</p> <p>(5) 工事に許可等が必要な場合は、工事許可書等の交付を受けていること。</p> <p>(6) 申込日現在、環境・省エネルギー対策資金融資の融資残高が無いこと。</p>						
融資内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">資金用途</td> <td style="text-align: center;">設備資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">融資限度額 (小規模)</td> <td style="text-align: center;">3000万円 (2000万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返済期間</td> <td style="text-align: center;">8年以内 (据置6か月以内)</td> </tr> </table>	資金用途	設備資金	融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	返済期間	8年以内 (据置6か月以内)
資金用途	設備資金						
融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)						
返済期間	8年以内 (据置6か月以内)						
利率(年)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">本人負担</td> <td style="text-align: center;">区補助</td> <td style="text-align: center;">固定金利</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> </table>	本人負担	区補助	固定金利	0.5%	1.5%	2.0%
本人負担	区補助	固定金利					
0.5%	1.5%	2.0%					
信用保証料	区が30万円まで補助(小規模企業融資の場合は全額補助)						
必要書類等	以下のとおり						
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること (未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)						

必要書類等（環境・省エネルギー対策資金融資）

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書）	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方）
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
—	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
融資利用対象者認定申請書（申請書・認定書）	
現在使用している自動車の車検証 【低公害車買替えの場合】 ※見積書で買替えであることが分かる必要があります	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	
その他必要と認められる書類	

東京都が指定する特定低公害車等

最新情報は下記のサイトでご確認ください。

<東京都環境局ホームページ>

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html>

▼ 事業用車両を購入する方向けの融資

タクシーなど事業用車両を購入する方向けに、以下の融資をご案内します。

- 1 生産性向上・事業拡大融資
- 2 環境・省エネルギー対策資金
- 3 一般融資



融資の種類	分類番号 (ナンバー)等	融資限度額	最大返済期間	本人負担利率	保証料補助 (小規模)
一般融資	3・5・7	400万円/台	条件なし	1.6%	30万円まで (都と併用)
	タクシー	500万円/台	4年(48か月)		
	上記以外	条件なし	条件なし		
生産性向上・ 事業拡大融資	3・5・7	400万円/台	条件なし	0.3%	30万円まで (全額補助)
	タクシー	500万円/台	4年(48か月)		
	上記以外	条件なし	条件なし		
環境・省エネルギー対策資金 融資	原則	500万円/台	条件なし	0.5%	30万円まで (全額補助)
	タクシー	条件なし	条件なし		
	1・2・4				

※ 必要以上の高級車、レジャー性の高い車種はお申し込みできません。

※ タクシーであっても身体障害者用の特別使用車は、各融資の限度額の範囲内でお申し込みできます。

生産性向上・事業拡大融資

申込要件	(1) 区内で事業者が生産性向上や事業の拡大を図るもの。 (2) 限度額の範囲で3口まで申し込むことができる。 (3) この融資と同時、または、この融資の元金償還が開始されるまでの間は、この融資(小規模含む)を申し込むことはできない。 (4) 店舗・工場の改善については、工場の増築や内装・外装工事及びその工事に伴う付帯設備工事等の費用または店舗に付随する駐車場・駐輪場の整備工事費用とする。															
融資内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>運転資金</th> <th>設備資金</th> <th>併用資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額 (小規模)</td> <td>5000万円 (2000万円)</td> <td>5000万円 (2000万円)</td> <td>5000万円 (2000万円)</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>10年以内 (据置1年以内)</td> <td>10年以内 (据置1年以内)</td> <td>10年以内 (据置1年以内)</td> </tr> </tbody> </table>	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金	融資限度額 (小規模)	5000万円 (2000万円)	5000万円 (2000万円)	5000万円 (2000万円)	返済期間	10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)			
資金使途	運転資金	設備資金	併用資金													
融資限度額 (小規模)	5000万円 (2000万円)	5000万円 (2000万円)	5000万円 (2000万円)													
返済期間	10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)													
利率(年)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本人負担</th> <th>区補助</th> <th>固定金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.3%</td> <td>1.7%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	本人負担	区補助	固定金利	0.3%	1.7%	2.0%									
本人負担	区補助	固定金利														
0.3%	1.7%	2.0%														
信用保証料	区が30万円まで補助(小規模企業融資の場合は全額補助)															
必要書類等	以下のとおり															
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること(未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)															

必要書類等（生産性向上・事業拡大融資）

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書） } いずれか	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方） } いずれか
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
—	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
融資利用対象者認定申請書（申請書・認定書）	
事業計画書 【事業拡大を行う場合】	
施行前後の図面 【店舗・工場の改修等を行う場合】	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	
その他必要と認められる書類	

環境・省エネルギー対策資金融資

申込要件

- (1) 区内の事業所において、省エネルギーによる経費削減、経営の安定化並びに環境負荷の低減を図るため、現在事業用として使用している設備を同種の新型設備(新品に限る)に買い替えるもの。
- (2) 対象資金は次のものとする。
- ① 低公害車及び燃料供給設備の導入資金
(低公害車は、買い替えによる新車の導入に限る。)
ア. 東京都が指定する低公害車の購入費
〔例:ハイブリッド、天然ガス、電気、メタノール及び液化石油ガス(LPG)車〕
イ. 上記アの低公害車用として区内に設置する燃料供給設備(電気、天然ガス及びメタノールに限る)の購入費及び設置工事費
 - ② 再生可能エネルギー利用設備の導入資金(新規導入可)
(自ら使用する区内事業所への設置に限る)
〔例:太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、バイオマス、太陽熱利用システム〕
 - ③ 省エネルギー設備の導入資金(買い替えによる新品の導入に限る。)
既存の設備(旧モデル)を新型設備(新モデル※1)に買い替えるための設備購入費及び設置工事費
〔例:冷暖房設備、ボイラー、電気炉、高効率・LED照明設備(事業者自ら使用する事業所全体の照明器具を交換する場合に限る。直管・電球のみの交換は対象外。)]
- (※1) 新型モデルとは、旧モデルと比較してエネルギー使用量が5%以上低減することを確認できる機種であって、申込日から概ね5年以内に販売が開始されたものをいう。
- (注) 以下の資金は除く。
中古の設備・パソコン機器類(ソフトウェア含む)の購入資金、遮熱塗装・断熱改修の工事費、その他事業用とは認められない家庭用電化製品の購入資金
- (3) 低公害車の導入資金は、1台につき500万円を融資の限度額とする。
(ただし、タクシー用車両及び1・2・4ナンバーを取得して使用する車両についてはこの限りではない。)
- (4) 設備の設置場所は区内であること。
- (5) 工事に許可等が必要な場合は、工事許可書等の交付を受けていること。
- (6) 申込日現在、環境・省エネルギー対策資金融資の融資残高が無いこと。

融資内容

資金用途	設備資金
融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)
返済期間	8年以内 (据置6か月以内)

利率(年)

本人負担	区補助	固定金利
0.5%	1.5%	2.0%

信用保証料

区が30万円まで補助(小規模企業融資の場合は全額補助)

必要書類等

以下のとおり

完了届

設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること
(未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)

必要書類等（環境・省エネルギー対策資金融資）

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書）	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方）
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
—	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
融資利用対象者認定申請書（申請書・認定書）	
現在使用している自動車の車検証 【低公害車買替えの場合】 ※見積書で買替えであることが分かる必要があります	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	
その他必要と認められる書類	

東京都が指定する特定低公害車等

最新情報は下記のサイトでご確認ください。

<東京都環境局ホームページ>

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html>

一般融資

申込要件	(1) 限度額の範囲内で3口(小規模含む)まで申し込むことができる。 (2) 一般融資(小規模含む)と借換融資(小規模含む)を同時に申し込むことはできない。 (3) 既に、前記(2)のいずれかの融資を受けている場合は、元金償還を開始していること。 (4) 設備の設置場所は区内であること。														
融資内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金用途</th> <th style="text-align: center;">運転資金</th> <th style="text-align: center;">設備資金</th> <th style="text-align: center;">併用資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">融資限度額 (小規模)</td> <td style="text-align: center;">3000万円 (2000万円)</td> <td style="text-align: center;">3000万円 (2000万円)</td> <td style="text-align: center;">3000万円 (2000万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返済期間</td> <td style="text-align: center;">6年以内 (据置6か月以内)</td> <td style="text-align: center;">8年以内 (据置6か月以内)</td> <td style="text-align: center;">6年以内 (据置6か月以内)</td> </tr> </tbody> </table>			資金用途	運転資金	設備資金	併用資金	融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	返済期間	6年以内 (据置6か月以内)	8年以内 (据置6か月以内)	6年以内 (据置6か月以内)
資金用途	運転資金	設備資金	併用資金												
融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)												
返済期間	6年以内 (据置6か月以内)	8年以内 (据置6か月以内)	6年以内 (据置6か月以内)												
利率(年)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">本人負担</th> <th style="text-align: center;">区補助</th> <th style="text-align: center;">固定金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1.6%</td> <td style="text-align: center;">0.3%</td> <td style="text-align: center;">1.9%</td> </tr> </tbody> </table>			本人負担	区補助	固定金利	1.6%	0.3%	1.9%						
本人負担	区補助	固定金利													
1.6%	0.3%	1.9%													
信用保証料	区が30万円まで補助(小規模企業融資の場合は東京都から2分の1補助)														
必要書類等	以下のとおり														

必要書類等(一般融資)

個人事業主	法人
中小企業融資申込書(個人用)	中小企業融資申込書(法人用)
確定申告書類一式(直近1年分)	決算書類(法人事業概況説明書含む)一式(直近1年分)
特別区民税の納税確認書類(納期到来分まで) ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書(非課税証明書)	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書(予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方)
} いずれか	} いずれか
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) 2通
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書(見積業者の押印があるもの)または契約書 【設備資金の場合】	
その他必要と認められる書類	

こんな
制度も

経営改善資金(マル経)融資利子助成制度

日本政策金融公庫の経営改善資金(マル経)融資を受けた小規模事業者の方に、融資を受けた月から36か月間、支払った利子の50%を補助します。

<申請方法> 東京商工会議所葛飾支部の窓口(テクノプラザかつしか 3階)で受け付けます。

<東京商工会議所葛飾支部ホームページ>

<https://www.tokyo-cci.or.jp/katsushika/marukei/>

▼ 借換する方向けの融資

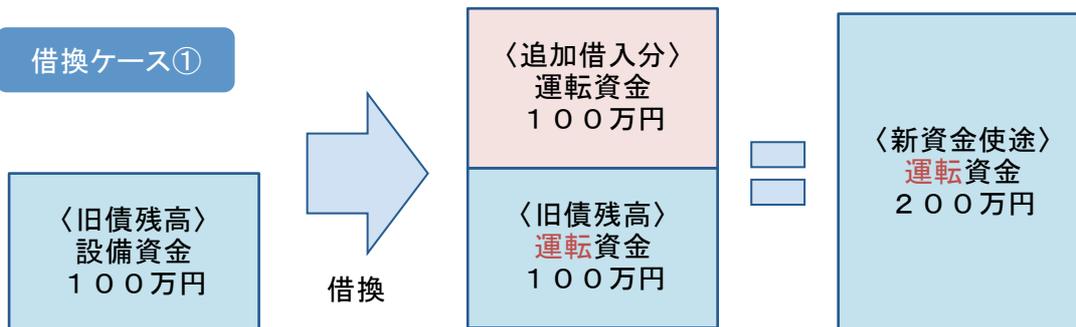
ご利用中の融資を借り換える方向けに、以下の融資をご案内します。

- 1 債務一本化融資
- 2 不況対策資金借換資金
- 3 借換融資

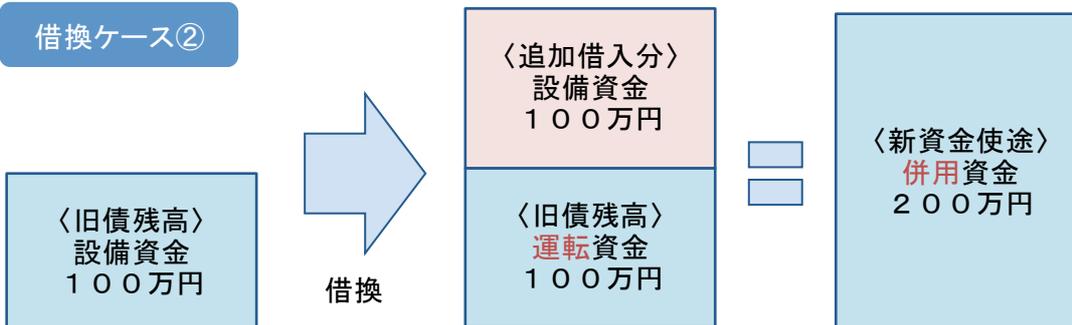
借換上の 規定

- ・借り換えた融資を再度借換することはできない。
- ・申込金融機関は、借換元の融資残高がある同一金融機関に限る。
- ・借換融資の信用保証料は、追加借入相当分に対して補助する。
- ・借換する債務は運転資金とみなされるため、当初、設備資金だったものは運転資金となる。

借換ケース①



借換ケース②



債務一本化融資

申込要件	<p>(1) 指定不況業種を営むもので、セーフティネット保証5号認定を受けられること(※)。</p> <p>(2) 限度額の範囲で3口まで申し込むことができる。</p> <p>(3) 元金償還を開始した区制度融資の特別融資を一本化すること。ただし、以下の融資を除く。 【債務一本化の対象外となる特別融資】 債務一本化融資、不況対策資金借換融資(小規模含む)、不況対策緊急資金借換融資(小規模含む)、商店街活性化資金融資、公害防止設備資金融資(小規模含む)、環境・省エネルギー対策資金融資(小規模含む)</p> <p>(4) 一本化する債務は、同一金融機関のものであること。</p> <p>(5) 追加の融資を受ける場合よりも、本融資を受ける場合の方が月々の返済額が軽減されること。</p> <p>(6) この融資と同時、または、この融資の元金償還が開始されるまでの間は、一本化により繰上完済する融資と同種類の融資、緊急資金融資及び不況対策資金融資(借換含む)を申し込むことはできない。</p>			
融資内容	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金
	融資限度額	3000万円	3000万円	3000万円
	返済期間	10年以内 (据置なし)	10年以内 (据置なし)	10年以内 (据置なし)
利率(年)	本人負担	区補助	固定金利	
	0.3%	1.7%	2.0%	
信用保証料	区が追加借入相当分30万円まで補助			
必要書類等	以下のとおり			
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること (未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)			

※ セーフティネット保証5号の認定要件及び指定不況業種

業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。
 認定は区が行います。指定業種は3か月毎の更新です。
 認定要件及び最新の指定不況業種については下記のサイトでご確認ください。
 <中小企業庁ホームページ>
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

必要書類等（緊急資金融資・債務一本化融資 共通）

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書）	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方）
} いずれか	} いずれか
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
セーフティネット5号認定申請書（申請書・認定書）	
売上高の減少を証明する資料（試算表、売上台帳、請求書、契約書等）	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	
借換により繰上償還する融資に係る次の書類 【債務一本化融資の場合】	
① 信用保証書の写しまたは保証決定のお知らせ（保証協会の保証番号の記載があるもの）	
② 融資残高の確認できるもの（残高証明、返済一覧表など）	

不況対策資金借換融資

申込要件	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 最近3か月ないし6か月または12か月の合計売上高が、前年同期と比べて減少していること。</p> <p>② 最近3か月の平均売上総利益率または平均営業利益率が、前年同期と比べて減少していること。ただし、これらの期間の各利益率の算出が困難な場合は、直近期とその前期の決算書における各利益率に置換えることができる。</p> <p>(2) 限度額の範囲で3口（小規模含む）まで申し込むことができる。</p> <p>(3) この融資と同時、または、この融資の元金償還が開始されるまでの間は、この融資、不況対策資金借換融資（小規模含む）、緊急資金融資及び債務一本化融資を申し込むことはできない。</p> <p style="color: red;">※小規模企業融資（不況対策資金借換融資）は、小規模企業融資（不況対策資金融資）及び平成29年度までにあっせんした緊急資金融資の返済残高を繰上完済する場合に限る。</p>												
融資内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">資金用途</th> <th style="width: 25%;">運転資金</th> <th style="width: 25%;">設備資金</th> <th style="width: 30%;">併用資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額 (小規模)</td> <td>3000万円 (2000万円)</td> <td>3000万円 (2000万円)</td> <td>3000万円 (2000万円)</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>8年以内 (据置なし)</td> <td>8年以内 (据置なし)</td> <td>8年以内 (据置なし)</td> </tr> </tbody> </table>	資金用途	運転資金	設備資金	併用資金	融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	返済期間	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)
資金用途	運転資金	設備資金	併用資金										
融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)										
返済期間	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)										
利率(年)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">本人負担</th> <th style="width: 33%;">区補助</th> <th style="width: 34%;">固定金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	本人負担	区補助	固定金利	0.5%	1.5%	2.0%						
本人負担	区補助	固定金利											
0.5%	1.5%	2.0%											
信用保証料	区が30万円まで補助（小規模企業融資の場合は全額補助） いずれも追加借入相当分												
必要書類等	以下のとおり												
完了届	設備資金がある場合は、設備設置完了後1か月以内に「完了届」を提出すること (未提出の場合、利子補給を停止する場合があります)												

必要書類等（不況対策資金融資・不況対策資金借換融資 共通）

個人事業主	法人
中小企業融資申込書（個人用）	中小企業融資申込書（法人用）
確定申告書類一式（直近1年分）	決算書類（法人事業概況説明書含む）一式 （直近1年分）
特別区民税の納税確認書類（納期到来分まで） ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書（非課税証明書）	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書（予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方）
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 2通
融資利用対象者認定申請書（申請書・認定書）	
売上高等または各利益率の減少を証明する資料（試算表、売上台帳、請求書、契約書等）	
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書（見積業者の押印があるもの）または契約書 【設備資金の場合】	
借換により繰上償還する融資に係る次の書類 【不況対策資金借換融資の場合】	
① 信用保証書の写しまたは保証決定のお知らせ（保証協会の保証番号の記載があるもの）	
② 融資残高の確認できるもの（残高証明、返済一覧表など）	

借換融資

申込要件	<p>(1) 元金償還を開始した葛飾区中小企業融資の繰上完済を条件に借り換えること。</p> <p>(2) 限度額の範囲内で3口(小規模含む)まで申し込むことができる。</p> <p>(3) 次の融資は借換融資の対象から除外する。(借り換えた融資を再度借り換えることはできない。)</p> <p style="padding-left: 40px;">借換融資(小規模含む)、不況対策資金借換融資(小規模含む)及び債務一本化融資</p> <p>(4) 申込金融機関は、葛飾区があっせんした融資の借入残高がある同一金融機関に限る。</p> <p>(5) 設備の設置場所は区内であること。</p> <p style="color: red;">※小規模企業融資(借換融資)は、各区制度融資の小規模企業融資及び平成29年度までにあっせんした緊急資金融資の返済残高を繰上完済する場合に限る。</p>												
融資内容	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">資金使途</th> <th style="width: 25%;">運転資金</th> <th style="width: 25%;">設備資金</th> <th style="width: 25%;">併用資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資限度額 (小規模)</td> <td>3000万円 (2000万円)</td> <td>3000万円 (2000万円)</td> <td>3000万円 (2000万円)</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>8年以内 (据置なし)</td> <td>8年以内 (据置なし)</td> <td>8年以内 (据置なし)</td> </tr> </tbody> </table>	資金使途	運転資金	設備資金	併用資金	融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	返済期間	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)
資金使途	運転資金	設備資金	併用資金										
融資限度額 (小規模)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)	3000万円 (2000万円)										
返済期間	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)	8年以内 (据置なし)										
利率(年)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">本人負担</th> <th style="width: 33%;">区補助</th> <th style="width: 33%;">固定金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6%</td> <td>0.3%</td> <td>1.9%</td> </tr> </tbody> </table>	本人負担	区補助	固定金利	1.6%	0.3%	1.9%						
本人負担	区補助	固定金利											
1.6%	0.3%	1.9%											
信用保証料	区が30万円まで補助(小規模企業融資の場合も同じ) いずれも追加借入相当分												
必要書類等	以下のとおり												

必要書類等(借換融資)

個人事業主	法人
中小企業融資申込書(個人用)	中小企業融資申込書(法人用)
確定申告書類一式(直近1年分)	決算書類(法人事業概況説明書含む)一式 (直近1年分)
特別区民税の納税確認書類(納期到来分まで) ●領収書と税額決定通知書 ●引落とし通帳と税額決定通知書 ●納税証明書(非課税証明書)	法人都民税の納税確認書類 ●直近決算書分の納税証明書 ●領収書(予定納税がある場合 予定納税と確定納税の両方)
申込者の実印・印鑑証明書 2通	法人の実印・印鑑証明書 2通
-	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) 2通
許認可証の写し 【営業や工事に許可が必要な場合】	
カタログ及び見積書(見積業者の押印があるもの)または契約書 【設備資金の場合】	
借換により繰上償還する融資に係る次の書類	
① 信用保証書の写しまたは保証決定のお知らせ(保証協会の保証番号の記載があるもの)	
② 融資残高の確認できるもの(残高証明、返済一覧表など)	